

1. 事務処理方法の見直し

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
(1) 事務の廃止等（申請手続、経由事務等）			
	1 覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止		
	(覚醒剤取締法) 【法律改正】 (管理番号 85)	岐阜県 (厚生労働省)	覚醒剤原料輸出入許可申請等、覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止し、事業者等が直接国へ申請・届出を行うとともに、国が直接事業者等へ許可証等を交付することを求める。
	2 新興感染症対策として国が備蓄する個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等		
	(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) 【通知改正】 (管理番号 270)	埼玉県、東京都、神奈川県、 岐阜県、三重県 (厚生労働省)	新興感染症対策（新型コロナウイルス感染症等）として国が備蓄する個人防護具のうち、使用期限が近い又は切れたものについて、配布を希望する医療機関等が国へ直接申請可能なオンライン申込フォームを設置し、申請の受付等に係る都道府県経由事務の廃止を求める。
	3 住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等		
	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には身体障害者手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等 (身体障害者福祉法) 【政令改正】 (管理番号 334)	都城市 (厚生労働省)	①身体障害者手帳及び②精神障害者保健福祉手帳の所持者又は③自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）の支給認定を受けた障害者若しくは障害児の保護者が氏名又は住所変更を行った際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、都道府県知事等に対し市町村長等を経由しての当該手帳等の記載事項変更の届出が義務付けられていること等について、以下の措置を求める。 i 記載事項変更の届出を不要とすること。 ii 市町村長等から都道府県知事等への当該届出等の進達事務について、住基情報に基づき作成した名簿等による報告をもって行う

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
			よう運用を明確化すること。
	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には精神障害者保健福祉手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律） 【政令改正】 （管理番号 335）	都城市 （厚生労働省）	
	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には自立支援医療受給者証に係る記載事項変更の届出を不要とすること等 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） 【政令改正】 （管理番号 336）	都城市 （厚生労働省）	
	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には障害児福祉手当及び特別障	都城市 （厚生労働省）	

	①障害児福祉手当及び②特別障害者手当の受給者が、氏名又は住所変更を行った際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、支給機関に対し手当に係る記載事項変更の届出が義務付けられていることを不要とすることを求める。
--	--

①障害児福祉手当及び②特別障害者手当の受給者が、氏名又は住所変更を行った際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、支給機関に対し手当に係る記載事項変更の届出が義務付けられていることを不要とすることを求める。

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	被害手当に係る記載事項変更の届出を不要とすること （特別児童扶養手当等の支給に関する法律） 【省令改正】 （管理番号 337）		
	特別児童扶養手当における記載事項変更の届出に係る都道府県への進達事務の明確化 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律） 【省令改正】 （管理番号 338）	都城市 （厚生労働省）	特別児童扶養手当の受給者が、氏名又は住所変更を行った際、市町村長から都道府県知事への当該届出の進達事務について、住基情報に基づき作成した名簿等による報告をもって行うよう運用を明確化することを求める。
	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には教育・保育給付認定に係る届出事項変更の届出の一部を省略可能とすること （子ども・子育て支援法） 【省令改正】 （管理番号 340）	都城市 （こども家庭庁、総務省）	教育・保育給付認定保護者が同じ市町村内で住所変更を行った場合において、市町村が住民基本台帳ネットワークシステムを活用して当該変更を確認できたときは、変更届の提出を省略可能とすることを求める。

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	4 所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び住宅耐震改修証明の廃止		
	（租税特別措置法） 【法律改正】 （管理番号 276）	中核市市長会、茨木市 （総務省、財務省、国土交通省）	所得税等の軽減措置の適用を受ける際の必要書類について、地方公共団体が発行する以下の証明書の廃止を求める。 ①住宅用家屋証明書 ②住宅耐震改修証明書
	5 被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化		
	（租税特別措置法） 【法律改正】 （管理番号 R7-52）	福島市 （財務省、国土交通省）	【提案の内容等】 被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。 令和 7 年に重点事項として議論され、令和 7 年対応方針において、「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35 条 3 項）については、以下のとおりとする。（略） ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされているもの。 【これまでの検討状況】 申請者や市区町村の事務負担軽減に向けて取り得る措置について検討。 【今後の予定】 引き続き検討を進め、令和 8 年中に結論を得る予定。
	6 法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと		
	（農地法、森林法） 【法律改正】	十津川村 （法務省、農林水産省）	農地等及び森林の土地について、法務局における相続登記が完了した旨の市町村への通知（地方税法第 382 条）等をもって、農地法に基づく市町村農業委員会への権利取得の届出及び森林法に基づく所有者と

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	(管理番号 23)		なった旨の市町村長への届出がなされたものとみなす規定を設けることを求める。
(2) 事務処理主体の変更（広域化、外部化等）			
	7 特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化		
	(特定商取引に関する法律) 【政令改正】 (管理番号 217)	兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県 (消費者庁)	特定商取引に関する法律（※）に基づく消費者被害事案について、複数の都道府県の区域にまたがる事案については、国での対応を原則とするよう、国と都道府県の役割分担を明確化することを求める。 ※ 特定商取引としては、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売等の7類型が規定されている。
	8 市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化		
	市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化 (国民年金法) 【法律改正】 (管理番号 166)	郡山市 (厚生労働省)	市区町村では法定受託事務として、障害年金を含む国民年金に関する各種事務手続の一部（資格取得・喪失等の届出受付、免除等の申請受付等）を行っているが、当該事務を日本年金機構へ一元化すること等を求める。
	障害年金事務の日本年金機構への一元化等 (国民年金法) 【法律改正】 (管理番号 346)	都城市 (厚生労働省)	

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	9 国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し		
	（森林法） 【法律改正】 （管理番号 87）	群馬県、新潟県 （農林水産省）	国有林野における保安林について、代替施設の設置により保安林指定を解除する際の手続に際し、都道府県は審査等権限を有しないことから、現行では都道府県知事が実施している、森林法第 30 条の規定による保安林指定解除の告示等の事務並びに同法第 34 条第 2 項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を、国において実施するよう実施主体の見直しを求める。
	10 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加		
	（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律） 【法律改正】 （管理番号 162）	山形市 （農林水産省、環境省）	鳥獣被害対策について、野生鳥獣の生態や柵の設置技術などの専門的な知識・経験が必要となるが、市町村において専門人材の確保が困難となっているため、以下の措置を求める。 ①都道府県が専門人材を確保し広域的に指導・研修等を実施する。 ②市町村が策定できるとされている被害防止計画について、鳥獣の保護管理を実施する都道府県が当該計画を策定し、鳥獣の捕獲等を行う。
	11 地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける特例一部事務組合の活用		
	（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律） 【制度の明確化】 （管理番号 48）	貝塚市、泉南市 （総務省、国土交通省）	国土交通省が推進する地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）について、広域連携を適用するに当たり、以下の事項の明確化を求める。 ①群マネにおける広域連携として、地方自治法第 287 条の 2 に基づく特例一部事務組合が活用できること ②当該組合の管理者が自律的に予算執行できる範囲・手続 ③当該組合が「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「国土交通省所管補助金等交付規則」を根拠とする補助金等の交付対象であること

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	12 市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすること		
	（地方税法） 【法律改正】 （管理番号 293）	千葉県、成田市 （総務省）	都道府県及び市町村による法定外税（宿泊税）の賦課徴収について、市町村の事務負担（職員の確保、税務システムの改修等）の軽減を図るため、都道府県が市町村税について併せて賦課徴収することが可能となるよう、都道府県が市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できる規定を設けることを求める。
	13 マイナンバーカード発行事務の広域化等		
	マイナンバーカードセンターの設置 （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） 【法律改正】 （管理番号 1）	白山市 （総務省）	市町村が行うこととされているマイナンバーカードや電子証明書の発行、更新に係る事務を都道府県の事務に見直すとともに、自動車運転免許証の発行や更新に係る事務を行う運転免許センターと同様に、各都道府県にマイナンバーカードの発行や更新を行うマイナンバーカードセンターを設置することを求める。
	マイナンバーカードの券面変更等の手続に係る実施主体に居所の都道府県を加えること （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） 【法律改正】	川口市 （総務省）	住所地の市町村が行うこととされているマイナンバーカードの券面変更や電子証明書の発行等に係る申請手続について、住所地の市町村に限らず、居所の都道府県でも申請可能とすることを求める。

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	(管理番号 142)		
	14 地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」について、中核市未満に対する計画策定の努力義務を廃止し、都道府県を計画策定・取組実施の主体とすること		
	(地球温暖化対策の推進に関する法律) 【法律改正】 (管理番号 14)	玉野市 (環境省)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」について、一般市及び町村の策定が努力義務とされているところ、当該努力義務を廃止し、都道府県が区域の計画の策定及び記載事項に係る取組を実施することを求める。
	15 二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し		
	二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること (建築士法) 【法律改正】 (管理番号 120)	静岡県 (国土交通省)	二級建築士及び木造建築士試験について、都道府県が「国が指定した指定試験機関」に試験事務を行わせることを可能とするとともに、国の中央建築士審査会（※）が合否判定基準の審査を行うこととする（都道府県建築士審査会による審査を不要とする）こと等を求める。 ※ 一級建築士試験における合否判定基準の審査を実施している。
	建築士試験の合格基準等の一体的な検討・決定 (建築士法) 【法律改正】 (管理番号 223)	兵庫県、芦屋市、香美町 (国土交通省)	

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	16 介護認定調査の法人委託先の拡大		
	（介護保険法） 【法律改正】 （管理番号 15）	湯梨浜町 （厚生労働省）	市区町村が実施する介護認定調査のうち、新規申請については都道府県が指定する指定市町村事務受託法人に限って委託できるとされているが、国民健康保険団体連合会（国保連）に新規申請分も含めた認定調査を委託することが可能となるよう、以下のいずれかの措置を求める。 ①指定市町村事務受託法人として、国保連を都道府県が指定できることを明示すること ②国保連が当該法人と同等の事務を実施できる旨を介護保険法に明記すること
	17 後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予及び保険料徴収猶予に係る決定権限の市町村への移譲		
	（高齢者の医療の確保に関する法律） 【法律改正】 （管理番号 255）	横浜市 （厚生労働省）	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の被保険者が、医療機関で支払う一部負担金や納付する保険料について、災害その他の特別の事情があり支払いが困難な被保険者に対し徴収を猶予する決定権限を、後期高齢者医療広域連合から市町村へ移譲することを求める。
	（３） デジタル化		
	18 認定特定行為業務従事者認定証等のデジタル資格者証への移行		
	認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格者証への移行 （社会福祉士及び介護福祉士法） 【法律改正】 （管理番号 109）	青森県、北海道東北地方知事会 （デジタル庁、厚生労働省）	認定特定行為業務従事者（※１）の認定について、国家資格等情報連携・活用システム（※２）による申請手続等を可能とするとともに、都道府県知事が発行している認定特定行為業務従事者認定証について紙媒体を廃止し、喀痰吸引等研修を修了していることを電子的に証明する、デジタル資格者証へ移行することを求める。 ※１ 診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等）を行うことを業とすることができる者。 ※２ マイナポータルを利用して、資格登録申請等の手続やデジタル資格者証をダウンロードした資格証明が可能。

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	介護支援専門員証のデジタル資格証への移行 （介護保険法） 【法律改正】 （管理番号 108）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県 （デジタル庁、厚生労働省）	都道府県知事が発行している介護支援専門員証について紙媒体を廃止し、介護支援専門員（ケアマネージャー）の登録を受けていること及び実務研修等を修了していることを電子的に証明する、デジタル資格者証へ移行することを求める。
（４） 事務の簡素化等			
	19 マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等		
	マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） 【法律改正】 （管理番号 313）	指定都市市長会 （デジタル庁、総務省、法務省、財務省）	市町村における固定資産課税台帳への所有者等の登録について、以下の措置を求める。 ①マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加し、登記所が土地等の登記を行った際の市町村への通知事項に所有者のマイナンバーを追加するとともに、登記所から通知されたマイナンバーの固定資産課税台帳への自動反映を可能とする。 ②登記所から市町村への通知事項とされている会社法人等番号（※１）に加え、法人番号（※２）を追加する、又は会社法人等番号から法人番号への変換ツールを整備し、市町村へ提供する。
	土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） 【法律改正】 （管理番号 330）	指定都市市長会、広島市 （デジタル庁、総務省、法務省）	※１ 商業登記法に基づき、登記簿に記録される 12 桁の番号 ※２ マイナンバー法に基づき、国税庁長官が指定する 13 桁の番号

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	20 都道府県労働委員会委員の任期の見直し		
	（労働組合法） 【法律改正】 （管理番号 361）	京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、全国知事会、関西広域連合 （厚生労働省）	都道府県知事の所轄の下に置かれ、労働組合の資格審査や不当労働行為事件の調査、労働争議の調整等を行う都道府県労働委員会の委員の任期について、現行の2年から3年又は4年に改めるよう求める。
	21 住所公告の廃止		
	都市再開発法第 28 条第 1 項及び第 2 項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等 （都市再開発法等） 【法律改正】 （管理番号 314）	指定都市市長会 （内閣府、国土交通省 等）	市街地再開発事業について、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならず、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。 個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。 また、当該法律に限らず、本規定と同様に個人の住所の公告が規定されている法令について、横断的な見直しを求める。
	土地区画整理法施行令第 21 条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直し （土地区画整理法） 【政令改正】 （管理番号 321）	指定都市市長会、江戸川区 （国土交通省）	土地区画整理事業について、市町村等は土地区画整理審議会の委員選挙に当たり、氏名及び住所等が記載された選挙人名簿を公衆へ縦覧しなければならないと規定されている。 個人情報保護の観点から、縦覧対象を限定するよう規定を見直すことを求める。あわせて、選挙後は完全不開示又は一定の場合に限り閲覧可とする制限を加えるよう規定を見直すことを求める。
	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等	指定都市市長会 （内閣府、国土交通省 等）	マンション再生事業について、マンション再生組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならず、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。 個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告につ

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	(マンションの再生等の円滑化に関する法律等) 【法律改正】 (管理番号 378)		いては、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。 また、当該法律に限らず、本規定と同様に個人の住所の公告が規定されている法令について、横断的な見直しを求める。
	土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止 (土地改良法) 【法律改正】 (管理番号 297)	千葉県、福島県 (農林水産省)	土地改良事業について、土地改良区は、役員が就退任等したとき、その氏名及び住所を都道府県に届け出なければならず、都道府県知事はこれを公告しなければならないと規定されている。 個人情報保護の観点から、土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止を求める。 公告を廃止できない場合は、公告すべき事項から個人の住所情報を除くことを求める。
22 港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任			
	(会計法) 【運用見直し】 (管理番号 193)	鳥取県、三重県、全国知事会、 中国地方知事会、関西広域連合 (国土交通省)	会計法第 48 条において、国は繰越しの手続を都道府県の知事等が行うこととすることができると規定されているところ、国土交通省所管事務のうち、港湾・空港事業に係る事務についても、都道府県の知事等が繰越しの手続を行うよう見直しを求める。
23 窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化			
	(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律) 【通知改正】 (管理番号 301)	指定都市市長会、三重県 (こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省)	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様(※1)(住民基本台帳等)に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS(※2)とのデータ連携に関する要件を明記することを求める。 ※1 標準化対象事務ごとに、標準準拠システム等とのデータ連携の要件についての標準を定めたもの。 ※2 デジタル庁が策定した仕様書に基づき、ガバメントクラウド上に構築された窓口 DX に必要な機能を有するサービス。

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	24 動物取扱責任者に係る資格要件の審査主体の見直し		
	（動物の愛護及び管理に関する法律） 【省令改正】 （管理番号 74）	愛媛県、三重県、広島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、伊方町、松野町 （環境省）	動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第一種動物取扱業（※）の登録に必要な動物取扱責任者の資格要件について、事業者から認定要望のある資格を国で審査の上、全国一律とするよう求める。 ※ 動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行うこと。

2. 地域におけるサービスの維持・向上

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	25 産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等		
	（母子保健法） 【省令改正】 （管理番号 369）	横浜市 （こども家庭庁）	市町村が産後ケア事業を安全に実施しかつその質を確保するため、母子保健法施行規則又はガイドラインについて以下の措置を求める。 ①産後ケア事業における乳児保育の扱いを明確化 ②実情を踏まえた人員配置基準の設定
	26 看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和		
	（保健師助産師看護師法） 【省令改正】 （管理番号 95）	和歌山県、滋賀県、京都市、 兵庫県、鳥取県、全国知事会 （厚生労働省）	看護師学校養成所のうち、大学、短期大学、専修学校などにおける3年課程の指定基準について、教員のうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とすると規定されているところ、養成所の実情（閉校予定に伴う学年数減少、少子化等に伴う学生数減少や経営規模縮小等）に応じて、人員基準の弾力化を求める。
	27 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和		
	指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し （介護保険法） 【省令改正】 （管理番号 27）	大和村 （厚生労働省）	離島へき地においては、少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、指定介護老人福祉施設における有資格者の人員確保が非常に困難となっていることを踏まえ、現在、入所定員40人以上で1人以上が必置とされている栄養士又は管理栄養士の配置基準を見直すことを求める。
	指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等 （介護保険法） 【省令改正】	大和村 （厚生労働省）	離島へき地においては、少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、指定介護老人福祉施設における有資格者の人員確保が非常に困難となっていることを踏まえ、当該施設における介護支援専門員の常勤要件の緩和等を求める。

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	(管理番号 28)		
28 市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和			
	(介護保険法) 【法律改正】 (管理番号 9)	小牧市、福島市 (厚生労働省)	市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者や個人の調査員の資格要件について、現行の介護支援専門員に加え、既に指定市町村事務受託法人において認められている「その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者」を新たに対象とするよう要件の緩和を求める。
29 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の実施主体への社会医療法人ではない医療法人の追加			
	(道路運送法、医療法) 【運用見直し】 (管理番号 53)	村上市 (厚生労働省、国土交通省)	自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の運行主体について、医療法人のうち社会医療法人のみが運行主体の対象とされている現行制度を見直し、医療法人全般が対象となるように求める。

3. 強い地域経済の構築

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	30 PPP（LABV 方式）を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業（法定建替）の適用拡大等		
	（公営住宅法） 【法律改正】 （管理番号 45）	宝塚市 （内閣府、国土交通省）	PPP（官民連携）の一手法である LABV 方式（※）を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」について、以下の措置を求める。 ①公営住宅法の「公営住宅建替事業（法定建替）」に含める。 ②社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」の対象範囲に加える。 ※ LABV（Local Asset Backed Vehicle）方式とは、地方公共団体等が土地等の公有資産の現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体を指し、LABV を活用して複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施する PPP 手法。
	31 地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の対象施設として産業団地周辺の物流業務施設を追加		
	（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律） 【告示改正】 （管理番号 358）	高岡市 （経済産業省、国土交通省）	地域未来投資促進法において、都市計画法上の土地利用に係る配慮として、市街化調整区域における開発を行うことができる施設類型に、地域の経済を牽引する産業団地周辺に立地する物流業務施設を追加することを求める。

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	32 都道府県知事が行う農林水産物の輸出証明書発行業務の私人委託を可能にすること		
	（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律） 【法律改正】 （管理番号 76）	愛媛県、広島県、徳島県、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、松野町 （農林水産省）	都道府県知事等が発行主体となる農林水産物及び食品の輸出における輸出証明書の発行業務について、申請受付、輸出先国の定める条件の適合審査、輸出証明書の発行の可否決定、証明書の交付等、全ての業務を私人に委託することを可能とするよう見直しを求める。
	33 都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付を行う際の要件の緩和		
	（農地法） 【通知改正】 （管理番号 296）	千葉県、埼玉県 （農林水産省）	都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付を行う場合に必要とされる以下の要件を廃止することを求める。 ・売払手続による一般競争入札に附する場合の公告を1回以上行う。 ・当該土地の旧所有者等の同意を得る。

4. 昨年から継続して検討するもの

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	34 診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し		
	未回収の診療報酬返還金の国返還についての取扱いの見直し （国民健康保険法） 【法律改正】 （管理番号 R7-173）	埼玉県 （厚生労働省）	【提案の内容等】 ①診療報酬、②障害者自立支援給付費国庫負担金及び③障害児入所給付費等国庫負担金において、事業者の不正等に起因した返還金が徴収困難となった場合の未徴収額について、国や県の補助金等の分を市町村が全額返還することとなっているところ、本取扱いの見直しを求めるもの。 令和7年に重点事項として議論され、令和7年対応方針において、「各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（中略）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていたもの。 【これまでの検討状況】 診療報酬、自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金及び類似の国庫補助金において、事業者の不正等に起因した返還金を事業者等から徴収困難な場合に地方公共団体が当該事業者に代わって国に返還をしている実態について、全国における調査を実施した。 【今後の予定】 上記調査結果を踏まえ、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） 【法律改正】 （管理番号 R7-352）	長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会 （こども家庭庁、厚生労働省）	
	35 特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直し		
	（特別支援学校への就学奨励に関する法律及び就学困難な児童及び生徒に係る就	茨城県、三重県 （文部科学省）	【提案の内容等】 特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
	学奨励についての国の援助に関する法律） 【法律改正】 （管理番号 R7-193）		学に要する経費を負担する者（当該児童及び生徒を監護する者）」を加えるよう要件を見直すように求めるもの。併せて、要保護児童生徒援助費補助金についても同様の見直しを求めている。 令和7年に重点事項として議論され、令和7年対応方針において、「児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、地方公共団体の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者（学校教育法（昭22法26）16条。以下この事項において同じ。）による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、要保護児童生徒援助費については、市区町村の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされているもの。 【これまでの検討状況】 自治体に対して行った実態調査の回答について内容を精査中。 【今後の予定】 上記実態調査の回答を踏まえ、令和8年中に結論を得る予定。
	36 社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し		
	（健康保険法） 【法律改正】 （管理番号 R7-241）	ひたちなか市 （厚生労働省）	【提案の内容等】 社会保険における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求めるもの。 令和7年に重点事項として議論され、令和7年対応方針において、「健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和7年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該

	提案	提案団体（関係府省庁）	提案の概要
			保険料の算定の在り方について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされているもの。 【これまでの検討状況】 保険者等に対する調査の回答について内容を精査中。 【今後の予定】 上記調査結果等を踏まえて対応を検討し、令和８年度中に結論を得る予定。